

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、職員に支給する通勤手当の支給上限額を引き上げるほか、新幹線等の利用に係る通勤手当の支給要件を緩和するものです。

【条例改正の背景】

職員人材の確保等が喫緊の課題であることから、国及び都は令和7年4月から職員の通勤手当に係る支給上限の引上げ等の見直しを行いました。

昨今の社会情勢において、区における職員人材の確保の困難さは国や都と変わらない状況にあることや、新幹線停車駅が近くにある区の地域特性を踏まえ、職員に支給する通勤手当を見直します。

【条例改正の内容】

- ①通勤手当の1か月当たりの支給限度額を月額5万5,000円から月額15万円に引き上げます。
- ②職員が通勤のために新幹線等を利用する場合における特別料金等相当額の支給について、要する費用の2分の1又は2万円のいずれか低い額とする条件を廃止します。
- ③新規採用時から支給要件を満たす場合に新幹線等の利用に係る通勤手当を支給することとします。

【施行期日】

令和7年10月1日